

岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見人等（以下「後見人等」という。）及び成年後見監督人等（以下「後見監督人等」という。）の報酬請求に対し、費用負担することが困難である者に市が費用を助成することにより、被後見人等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 後見人等及び後見監督人等報酬を助成する対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所がある者（住所地特例及び居住地特例を除く。）又は法令等により岡崎市が援護の実施者である者で、次のいずれかに該当し、かつ、後見人等及び後見監督人等が親族でなく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者とする。ただし、対象者の後見等事務終了後に後見人等及び後見監督人等報酬の助成を受けようとする場合に限り、対象者の後見人等及び後見監督人等を対象者とすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）による支援給付を受けている者
- (3) 第1号の規定に準ずる低所得者

(助成の申請)

第3条 報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 対象者が65歳未満である場合は、知的障がいまたは精神障がいの証明となるもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して60日以内とする。

(助成の決定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成の範囲)

第5条 助成の範囲は、家庭裁判所が決定する後見人等及び後見監督人等の報酬額とする。

2 裁判所が決定した後見人等及び後見監督人等の報酬の対象期間が2年を超える場合は、報酬額を月額で算定し、2年を限度に助成する。

- 3 特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については、月額 18,000 円を、その他の者については、月額 28,000 円を限度とする。
- 4 複数人の後見人等が選任されている場合、後見監督人等が選任されている場合については、各々の報酬を合算し、前項の規定を限度に助成する。
- 5 対象者の収入及び資産から後見人等の報酬の一部負担が可能なときは、家庭裁判所が決定する報酬額を月額で算定し、対象者負担を控除したうえ、助成するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

- 2 市長は、対象者に相続財産や不動産の処分等で収入が生じたことが判明したとき、又は対象者の死亡時において相続財産があることが判明したときは、助成金を対象者又は相続人に対して返還請求することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

成年後見人等報酬助成申請書

平成 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

申請者 千 一

住所

(フリガナ)

氏名

㊞

電話番号

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

対象者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話番号 - -	
	(フリガナ) 氏名	生年月日(M・T・S 年 月 日) <input type="checkbox"/> 被後見人等 <input type="checkbox"/> 後見人等・後見監督人等 (後見等事務終了後の申請に限る) 被後見人等 ()	
後見人等	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 対象者と同じ (後見等事務終了後の申請に限る) 電話番号 - -	
	(フリガナ) 氏名		
	その他	上記以外の成年後見人等・成年後見監督人等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生活保護等の受給		<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 ~) <input type="checkbox"/> 無	
助成歴		以前に報酬助成を受けたことがありますか <input type="checkbox"/> 有 (平成 年 月 ~ 平成 年 月) <input type="checkbox"/> 無	
振込口座 (対象者)	金融機関名	銀行 信用金庫 農業共同組合 店 支店	
	口座番号	普通 ・ 当座 No.	

※添付書類

- 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し 登記事項証明書
- 後見等事務報告書の写し(財産目録書の写し及び収支状況が明らかとなるものを含む)
- 65歳未満の場合、知的障がいまたは精神障がいの証明となるもの(手帳、診断書等)

成年後見人等報酬助成(決定・却下)通知書

様

岡崎市長 柴田 紘一

平成 年 月 日付けで申請がありました成年後見人等の報酬の助成について、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

1 助成決定

対象者 (被後見人等)	住所	
	氏名	
決定年月日	平成 年 月 日	
助成決定額 (対象期間)	金 円 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)	

2 却下

理由
